

# 農薬散布前に再確認!!

## 住宅地などでの病害虫防除



「住宅地など」とは、人が居住しているところや、学校・保育所・病院・公園のように、人が滞在したり頻繁に訪れる施設の敷地やその隣接地を指します。

### 病害虫は発生していますか？

○病害虫の発生を確認せずに**定期的に農薬を散布することはやめましょう。**

### 農薬散布以外にできることはありませんか？

○住民、特に子ども等への健康被害が生じないよう、**学校・保育所・病院・公園・住宅地等**では、病害虫被害や雑草を**早期に発見**し、できるだけ**農薬に頼らない管理**に努めましょう。

## ● やむを得ず農薬散布する場合の注意点 ●

- ・人に健康被害が生じない日や時間にする
- ・関係者との情報共有



周辺住民等へ  
事前にお知らせ  
する

- 防除業者との打ち合わせ
- ・作業スケジュール
- ・安全確保対策



人に飛散しないよう、  
散布時は立入禁止とする

御近所に迷惑をかけていませんか？

ガーデニングや家庭菜園等でも配慮が必要です。  
農薬に敏感な方もいます。十分配慮しましょう!





## 防除作業の前に チェックしましょう!

### 1. まずは農薬に頼らない防除に努める。

- 病害虫や雑草を早期発見できるよう、日頃からよく観察しているか。
- 被害部位の剪定や捕殺、機械での除草等に努めているか。



### 2. やむを得ず農薬を散布する場合は、 住民・子ども等への健康被害が生じないように徹底する。

- 必要最小限の部位および区域か。
- 近隣に影響の少ない天候(無風・弱風)や時間帯か。
- 飛散が少ない剤型や飛散低減ノズルを使用しているか。
- 散布の目的や日時、農薬の種類、散布者の連絡先等を周辺住民に事前周知しているか。
- 散布区域に入らないようにしているか。  
(例:散布区域をコーン等で分け、看板による表示)

農薬の選択にあたっては、微生物農薬(BT剤等)など人の健康への影響が小さいと考えられるものなるべく選びましょう。



### 住宅地周辺の農地では、

病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥、防虫網等物理的な防除などを活用し、  
**農薬使用の回数や量の削減**に努めましょう。



このリーフレットについてのお問合せ先

千葉県農林水産部安全農業推進課  
千葉県環境生活部大気保全課

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1  
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話:043(223)2888  
電話:043(223)3802